

水道料金の集合計算方式のご案内

【 集合計算とは 】

- アパート・マンション等の水道料金の計算方式のひとつです。
- 「一般」の場合と比較して、概ね、水道料金の負担が少なくすみます。
- 市で設置した親メーターを検針し、建物全体の水道料金を使用者（管理者等）宛に一括請求します。
- 料金の計算は、各世帯が均等に使用したとみなして、1戸あたりの水道料金を求めてから、建物全体の水道料金を計算します。（計算例を参照）
- 各入居者の「開始・中止の連絡」や「料金の手続き」は管理会社等が行います。
- 給水申込の段階で「料金の方式」についてご相談ください。
- 管理会社等は、「戸数の変更」（使用世帯数）を水道課へ報告していただきます。

【 集合計算の条件 】（給水条例施行規則第 25 条）

- ①受水槽によって給水する共同住宅であるもの
- ②世帯を構成するもの

（給水条例第 23 条）

市長が特に必要と認めたときは、専用給水装置を共用または集合用として使用することができる。

【 水道課への提出書類 】

- ①共用・集合用給水申込書（様式第 4 号）

集合計算方式を開始するときに提出。（**初回のみ提出**）

- ②共用・集合用使用戸数変更届（様式第 9 号）

各部屋の入居・退去による使用者の変更があった場合に、**2か月に1度**提出。

変更なければ提出の必要はありません。戸数は、入居済戸数を報告してください。

※共用栓は、戸数にはカウントしない。（世帯ではないため）

【 集合計算の料金 】

①基本料金

…市の水道メーターにかかわらず13^ミの基本料金（1戸あたり）となる。

$$\phi 13^{\text{ミ}} \text{の基本料金} \times (\text{戸数})$$

②水量料金

…各戸均等に使用したとして、1戸あたりの水量料金を算定し、戸数倍する。

☆建物全体の水道料金

$$\cdots \text{①} + \text{②} + \text{消費税等} = \text{建物全体の水道料金}$$

【 計 算 例 】

メーター40 ^ミ	戸数10戸	2か月で315m ³	使用した場合
---------------------	-------	-----------------------	--------

① 基本料金（税込）

$$13^{\text{ミ}} \text{の基本料金} (880 \text{円}) \times 10 \text{戸} = 8,800 \text{円}$$

② 水量料金（税込）

$$315 \text{m}^3 \div 10 \text{戸} = 31.5 \text{m}^3 \quad \Rightarrow \quad (1 \text{戸あたりの水量料金})$$

…1戸あたり31.5m³使用したこととなる。 2,952.95円

(31.5m ³) → (20 m ³ +11.5m ³)			
1.0m ³ ~20.0m ³	(82.50 円／m ³)	…… 82.50	× 20.0m ³ = 1,650.00 円
21.0m ³ ~31.5m ³	(113.30 円／m ³)	…… 113.30	× 11.5m ³ = 1,302.95 円
(1戸あたり(31.5m ³)の水量料金)			→ 2,952.95 円

(1戸あたりの水量料金)	(戸数)	(全体の水量料金)
2,952.95 円	× 10 戸	= 29,529.5 円

☆建物全体の水道料金（税込）

(基本料金)	(水量料金)	(水道料金)
8,800 円	+ 29,529.5 円	= 38,329.5 円

$$\rightarrow \underline{\underline{38,329 \text{円}}} \text{ (1円未満切捨て)}$$

【 参 考 】

※ 上記、計算例の条件を「一般」で使用した場合の料金 → 80,965円